

福岡大学附属大濠高等学校同窓会 委員会細則

第1条 常務理事会の協議により各役割分担を明確にし、下記常設委員会を設ける。また、必要に応じ常務理事会の承認の上新たな委員会を設置することができる。

- ①総務委員会
- ②企画委員会
- ③組織委員会
- ④広報 IT 委員会
- ⑤校友会委員会
- ⑥親睦促進委員会
- ⑦財務及び母校支援委員会

第2条 各委員会は、委員長1名、副委員長3名以内とする。

第3条 各委員会の委員長は原則として常務理事の中から会長、副会長を除くものから選出する。但し、常務理事会の承認の上常務理事以外からも選出することができる。

第4条 各委員会は副会長から選出される顧問を置くことができる。

第5条 各委員会の委員は、各委員会の協議により理事を含む会員の中から選出する。任期はこれを規定しない。

第6条 総務委員会は、下記の事項を統括する。

- ①事務局（財務を含む）
- ②名簿管理
- ③母校助成
- ④学校窓口
- ⑤その他必要と認められる事項

第7条 企画委員会は、下記の事項を統括する。

- ① 大同窓会
- ② 総合企画
- ③ その他必要と認められる事項

第8条 組織委員会は、下記の事項を統括する。

- ①学年幹事及び理事
- ②支部
- ③同期会
- ④その他必要と認められる事項

第9条 広報IT委員会は、下記の事項を統括する。

- ①大濠人の発行
- ②公式ホームページ等の管理
- ③その他必要と認められる事項

第10条 校友会委員会は、下記事項を統括する。

- ① 校友会 OB 会の組織充実を図るための支援
- ② 校友会 OB 会の連携強化
- ③ その他必要と認められる事項

第11条 親睦促進委員会は、下記事項を統括する。

- ① 会員相互の親睦を促進するための企画運営。
- ② その他必要と認められる事項

第12条 財務及び母校支援委員会は、本会会長を委員長、副会長を委員とし、下記事項を統括する。

- ① 本会の財務
- ② 母校支援に関する事項
- ③ 役員人事に関する事項
- ④ その他必要と認められる事項

第13条 各委員会は、それぞれが統括する事項について常務理事会への報告及び承認を得なければならない。

第14条 各委員会は議事録を作成し、常務理事会へ提出し、事務局にて保管しなければならない。

第15条 各委員会は、事業計画及び予算を常務理事会に提出しなければならない。

第16条 各委員会は、事業報告及び決算を常務理事会に提出しなければならない。

第17条 本細則の改廃は、常務理事会において行う。

第18条 本細則は平成26年5月17日より施行する。

第19条 本細則は平成26年12月1日より施行する。

附則 本細則は平成27年8月20日一部改定され、同日より施行される。

附則 本細則は平成28年7月28日に一部改定され、同日より施行される。